相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市向町二七六番地、最後の住所埼玉県行田市桜町三丁目七番三七号　被相続人　亡　代　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　埼玉県熊谷市本町二丁目七六番一号　第百生命熊谷ビル四階　相続財産管理人　尾高　忠雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区小松川三丁目二五番地、最後の住所埼玉県行田市大字埼玉四〇一三番地一　被相続人　亡　竹田　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　事務所埼玉県熊谷市筑波三丁目一九三番地　熊谷通運ビル五階　安田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　安田　孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋本町四丁目二〇六六番地、最後の住所埼玉県富士見市水谷東一丁目一六番一六号　被相続人　亡　川島　欣悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　埼玉県所沢市松葉町一一番九号　ピースセンター　相続財産管理人　村山　志穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市東習志野二丁目無番地、最後の住所千葉県習志野市東習志野三丁目一二番三号　被相続人　亡　秋山　好弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所　相続財産管理人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市平田二二八八番地、最後の住所千葉市花見川区西小中台五番九棟五〇七号　被相続人　亡　稲森　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号　オーク千葉中央ビル七Ｆ　松本・山下綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡田　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市西本町三丁目七九三番地二、最後の住所東京都町田市相原町四三九一番地七ヴィラ町田　被相続人　亡　細川　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市宮川甲三九五番地一、最後の住所東京都世田谷区弦巻五丁目一番八―四〇九号　被相続人　亡　信田　弘孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　東京都千代田区神田神保町二丁目二一番一〇号高野ビル二階名古屋綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　名古屋　聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県佐波郡玉村町大字上飯島一二六番地一、最後の住所東京都狛江市和泉本町一丁目四番一―二〇一号　被相続人　亡　岡田ふみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市曙町三丁目二一六番地、最後の住所東京都立川市曙町三丁目四二番六号　被相続人　亡　江原　輝経

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　東京都立川市曙町一―三〇―二一立川井上ビルＢ一―一弁護士法人ＥＮＩＳＨＩ　相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県逗子市山の根一丁目二番、最後の住所神奈川県川崎市宮前区犬蔵二丁目五番六七―五〇三号　たまプラーザスカイマンション小泉方　被相続人　亡　溝淵　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　神奈川県川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　相続財産管理人　弁護士　池田　博毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区六角橋五丁目八七二番地、最後の住所横浜市神奈川区六角橋五丁目一〇番一九号　被相続人　亡　山崎紀代美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　横浜市中区尾上町一丁目四番地一関内ＳＴビル五階　相続財産管理人　弁護士　内嶋　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区六浦四丁目三四六一番地、最後の住所横浜市金沢区六浦四丁目二五番一七号　被相続人　亡　菊地　美秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十八日　横浜市鶴見区鶴見中央四―一四―六ヴィラフォルテⅡ四〇一　相続財産管理人　弁護士　熊澤　美香

第63期決算公告　平成27年8月18日

北海道勇払郡むかわ町晴海106番地

株式会社サカマキ

代表取締役　會田　忠行

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	131,108
	固定資産	186,322
	資産合計	317,430
負債及び純資産の部	流動負債	186,258
	固定負債	51,618
	株主資本	79,554
	資本金	10,000
	資本剰余金	42,711
	資本準備金	42,711
	利益剰余金	26,843
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	21,843
	負債・純資産合計	317,430

（注）当期純利益　7,830千円